

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	日本航空株式会社
【英訳名】	Japan Airlines Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目4番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員鳥取三津子は、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

### <財務報告に係る内部統制の評価の範囲>

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

全社的な内部統制の評価範囲については、当社グループは、航空運送事業を主たる事業としていることから、事業活動の規模や経営成績を示す主要な財務報告上の指標として、連結売上収益を用いることが適切と判断し、各事業拠点の当連結会計年度の連結売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上収益の概ね95%に達している当社並びに連結子会社8社を評価対象としました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を以下のとおり合理的に決定しました。

### <業務プロセスに係る内部統制の評価範囲（重要な事業拠点）について>

金額的及び質的重要性の観点から「重要な事業拠点」を選定しました。

#### 金額的重要性：

各事業拠点の当連結会計年度の連結売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、概ね3分の2程度に達している1事業拠点

当社グループは、航空運送事業を主たる事業としており、事業活動の規模や経営成績を示す主要な財務報告上の指標として、連結売上収益を用いることが適切と判断したことから、連結売上収益の概ね3分の2程度を指標として採用しました。残りの3分の1については、いずれの事業拠点も小規模であり、財務報告への金額的影響も同様であると判断しました。

#### 質的重要性：

質的重要性の観点から、留意すべき不正リスク、開示すべき重要な不備の識別などを考慮したうえで、追加する事業拠点はなしと判断しました。

### <企業の事業目的に大きく関わる勘定科目>

選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目：連結売上収益、営業未収入金に至る業務プロセスを評価の対象としました。

決定した事由：選定した重要な事業拠点が担う事業内容及び連結売上収益との関連性が大きい勘定科目であること

### <その他重要性の大きい業務プロセス>

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、下記の決定した事由に記載した事項を勘案し、重要性の大きい業務プロセス（為替ヘッジ取引・燃油ヘッジ取引、固定資産の減損、税効果会計、退職給付引当金等）を評価対象に追加しました。

決定した事由：重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスであること

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。